

郡山市勤労青少年ホーム運営委員会委員の選考基準

郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和 46 年郡山市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 13 条で定める勤労青少年ホーム運営委員会の委員を次の基準により選考する。

- 1 条例第 13 条第 2 項に規定する 10 名以内の選考対象は、次によるものとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による者
- 2 公募による委員は 1 名選任する。
但し、応募者がいない場合は、学識経験を有する者を選考する。
- 3 選考条件は次によるものとする。
 - (1) 多くの人材発掘に努め、他の協議会・審議会等委員を含め、考慮すること。
 - (2) 専門的知識を有する者を優先すること。
 - (3) 青少年の交流活動指導者等の積極的な登用を図ること。
 - (4) 年齢は概ね 65 歳を超えないものとする。
 - (5) 積極的に、女性委員の登用を図ること。

附 則

- 1 この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 郡山市勤労青少年ホーム運営委員会委員の選考基準（平成 13 年 6 月 1 日制定）は廃止する。